

掛川市規則第2号

掛川市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年1月12日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市都市公園条例施行規則（平成17年掛川市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（供用日等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

有料公園施設及び森林果樹公園の供用日及び供用時間は、別表のとおりとする。ただし、条例第25条第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合には、供用日及び供用時間を変更することができる。

第10条第2項中「供用時間」を「供用日及び供用時間」に改める。

第11条を次のように改める。

### 第11条 削除

第12条中「22世紀の丘公園」の次に「及び森林果樹公園」を加える。

第16条第1項中「22世紀の丘公園指定管理者指定申請書」を「都市公園指定管理者指定申請書」に改め、同条第2項第4号中「22世紀の丘公園」を「申請に係る都市公園」に改める。

第17条中「22世紀の丘公園指定管理者指定書」を「都市公園指定管理者指定書」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

### 別表（第10条関係）

施設名	供用日	供用時間
22世紀の丘公園	1月5日から12月27日まで（火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直後の休日以外の日）を除く。）	午前9時から午後9時まで
森林果樹公園	1月4日から12月28日まで（月曜日（その日が休日に当たるときは、直後の休日以外の日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

様式第25号中「22世紀の丘公園指定管理者指定申請書」を

「都市公園指定管理者指定申請書」に、「22世紀の丘公園」を「都市公園（22世紀の丘公園・森林果樹公園）」に改め、同様式（注）中「22世紀の丘公園」を「申請に係る都市公園」に改める。

様式第26号中「22世紀の丘公園指定管理者指定書」を「都市公園指定管理者指定書」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市都市公園条例施行規則第12条の規定による公告は、この規則の施行の日前においても行うことができる。